

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 規 則
市町村に対して交付すべき昭和五十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

規 則

市町村に対して交付すべき昭和五十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十二号

市町村に対して交付すべき昭和五十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に關し必要な事項を定めるものとする。

(端数計算)

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、特別の定めがある場合を除くほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[\{ (63,403円 \times \alpha) \times A - B - C + D + E \} \times 0.781 \right] \times 1.000531439$$

(63,403円×α) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 昭和57年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第1に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)
の合計数に別表第2のAの欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の

端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和57年度市町村課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち「計」欄に係る額に0.999を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

C 昭和57年度市町村課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「賦課制限により減額される額」欄に係る額に1.054を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 昭和57年度市町村課税状況等の調第10表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和56年度」のうち「計」欄に係る額に1.246を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

E 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る昭和58年度の当初調定に係る税額として知事が調査した当該市町村の額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第2のBの欄に定める単位額補正率

($\frac{\text{市町村の課税標準額の算定方法}}{\text{市町村の課税標準額の算定方法}}$)

第四条 市町村の課税標準額の算定方法は、同条の算定方法に準じて算定する。

算式

$$\{ (8,670 \text{円} \times (A \times B)) \times 0.13575 \} \times 0.999848301$$

(A×B)に500円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、

500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数を1,000円とする。

算式の符号

A 当該市町村の区域内における昭和57年3月1日から昭和58年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数(500円未満の端数は切り捨て、500円以上1,000円未満の端数は1,000本とする。以下同じ。)

B 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の市町村ごとの伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{p}} \div 1.0057 \right) \times 1.0049$$

a 前記Aに同じ。

p 当該市町村の区域内における昭和55年3月1日から昭和56年2月28日までの間のたばこ売り渡し本数

($\frac{\text{市町村の課税標準額の算定方法}}{\text{市町村の課税標準額の算定方法}}$)

第五條 市町村の課税標準額の算定方法は、同条の算定方法に準じて算定する。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.997142968$$

算式の符号

A 昭和57年3月1日から昭和58年2月28日までの電気料金(地方税法(昭和25年法律第226号)第488条に規定する料金相当額を含む。)に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和57年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によって算定した電気税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{p}} \div 1.0693 \right) \times 1.0548$$

a 前記Aに同じ。

ℓ 昭和55年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

（ガス税の基準税額の算定方法）

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.998715028$$

算式の符号

A 昭和57年3月1日から昭和58年2月28日までのガス料金（地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。）に係るガス税として、ガス事業者が昭和57年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によって算定したガス税の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{p}} \div 0.9506 \right) \times 1.0501$$

a 前記Aに同じ。

ℓ 昭和55年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

額

（木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法）

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和五十四年、昭和五十五年及び昭和五十六年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区 分	素材生産量補正率
坑木用材及びパルプ用材として使用されるもの	一・〇〇二〇〇四
その他のもの	〇・六〇〇六六四

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算式

$$\{ (A \times B) \times 0.75 \} \times 0.997403847$$

算式の符号

A 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第55条の7の規定により、昭和57年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の市町村ごとの伸率
(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.003 \times 0.971$$

- a 前記Aに同じ。
- b 地方税法施行令第55条の7の規定により、昭和55年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

2 市町村に対して交付すべき昭和五十七年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則(昭和五十七年十一月鳥取県規則第五十三号)は、廃止する。

別表第一(第三条関係)

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘ずる率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のもの	四・七九三
五万円を超え十万円以下のもの	四・四六四
十万円を超え三十万円以下のもの	一・五〇七
三十万円を超え四十五万円以下のもの	一・一二九
四十五万円を超え七十万円以下のもの	一・〇三七

七十万円を超え百万円以下のもの	一・〇一〇
百万円を超え百三十万円以下のもの	一・〇〇四
百三十万円を超え二百三十万円以下のもの	一・〇〇二
二百三十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一七	一・二八四	東郷町	一・〇四五	〇・八三三
米子市	一・〇二二	一・二一六	三朝町	一・〇二八	〇・六三四
倉吉市	一・〇二〇	〇・九八八	関金町	〇・九九〇	〇・五八二
境港市	一・〇二一	一・〇一八	北条町	一・〇六六	〇・六九六
国府町	一・〇二二	〇・八一五	大栄町	一・〇七五	〇・七七一
岩美町	一・〇〇五	〇・六六五	東伯町	一・〇二六	〇・七八三
福部村	一・〇三五	〇・六〇四	赤碕町	一・〇一五	〇・七七五
那家町	一・〇一九	〇・七六一	西伯町	一・〇三一	〇・七四六
船岡町	一・〇三〇	〇・七七一	会見町	一・〇〇五	〇・七五六
河原町	一・〇〇八	〇・七四九	岸本町	一・〇二七	〇・七七八
八東町	〇・九八五	〇・七五一	日吉津村	一・〇三一	〇・九五四
若桜町	一・〇一八	〇・七二四	淀江町	一・〇二〇	〇・八六三
用瀬町	〇・九九九	〇・八二一	大山町	一・〇一八	〇・七一〇
佐治村	一・〇一九	〇・四四六	名和町	一・〇三〇	〇・七四五
智頭町	一・〇二五	〇・七三八	中山町	一・〇四五	〇・七九七
気高町	一・〇二四	〇・七二五	日南町	一・〇八五	〇・六四四
鹿野町	一・〇二二	〇・五八八	日野町	一・〇四二	〇・八八三
青谷町	一・〇一九	〇・七一二	江府町	一・〇六五	〇・八二三
羽合町	一・〇四七	〇・七六九	溝口町	一・〇三七	〇・七八八
泊村	一・〇四〇	〇・六二〇			